

令和7年度の建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務
に係る発注見通しの公表について（第3回）

商	工	労	働	局
農	林	水	産	局
土	木	建	築	局
上	下	水	道	部

1 要旨

令和7年度に発注を予定している建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る発注見通しについて、前回6月13日に公表しており、その後の調整状況等を反映し、時点修正したものを公表する。

2 公表の件数（令和7年10月時点）

（単位：件）

局部別	建設工事			測量・建設コンサルタント等業務			合計
	発注予定	発注済	小計	発注予定	発注済	小計	
商工労働局	－	1	1	－	1	1	2
農林水産局	29	90	119	2	69	71	190
土木建築局	202	532	734	56	307	363	1,097
上下水道部	5	5	10	5	11	16	26
合 計	236	628	864	63	388	451	1,315

3 公表の対象及び内容

（1）建設工事

- ア 公表対象 商工労働局、農林水産局、土木建築局及び上下水道部が所管する請負対象設計金額400万円を超える建設工事（発注の見通しが立っていないものを除く）
- イ 公表内容 工事名称、場所、期間、工種、概要、入札・契約方法、入札予定時期及び工事発注規模（発注予定金額の価格帯）

（2）測量・建設コンサルタント等業務

- ア 公表対象 商工労働局、農林水産局、土木建築局及び上下水道部が所管する請負対象設計金額400万円を超える測量・建設コンサルタント等業務（発注の見通しが立っていないものを除く）
- イ 公表内容 業務名称、場所、期間、業務種別、概要、入札・契約方法及び入札予定時期
- ※「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（令和7年7月1日改正）」により、公表対象を請負対象設計金額が「250万円を超える建設工事、測量・建設コンサルタント等業務」から「400万円を超える建設工事、測量・建設コンサルタント等業務」とした。

4 公表の方法

- （1） 閲 覧 県庁閲覧所（行政情報コーナー）で全件、各発注機関の閲覧所（総務事務所等）で当該機関発注分を公表
- （2） インターネット 県のホームページ「広島県の調達情報」で全件を公表
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/index.html>

5 公表の時期

10月17日（金）13時から